

一般財団法人松本市スポーツ協会給与規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人松本市スポーツ協会の事務局職員の給与について、必要な事項を定めることを目的とする。

(給 与)

第2条 事務局職員の給与の支給については、予算の範囲内で会長が別に定める。

附 則

財団法人松本体育協会給与規程は廃止する。

附 則

この規程は、一般財団法人設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月26日から施行する。